

福岡県公報

平成17年8月12日
第2424号

目 次

告 示 (第1523号—第1530号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(商業・地域経済課) 1

○大規模小売店舗立地法に第8条第2項の規定に基づく意見の概要

(商業・地域経済課) 2

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧

(廃棄物対策課) 2

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) 2

○道路の区域の変更

(道路維持課) 3

○道路の供用の開始

(道路維持課) 3

○救急病院の認定

(医療指導課) 3

○都市計画事業の認可

(公園街路課) 4

公 告

○競争入札の参加者の資格等

(総務事務センター) 4

○一般競争入札の実施

(警察本部会計課) 5

告 示

福岡県告示第1523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久

留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) スーパーセンター大木

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町大字大角962 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

車両の出入りについては歩行者を含め事故防止に万全を期すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

荷捌き施設は、24時間行う計画であるが、北側に設置する施設については特に住宅と隣接するため、稼働時間又は施設位置、遮音壁の高さ（現在2.5m）について特段の配慮を図ること。

(5) 廃棄物に係る事項等

① 建物東側の廃棄物保管場所には生ゴミも保管するようになっており、住宅に近接するため十分な臭気対策を講じること。また、大規模な浄化処理施設を整備されると思うので、浄化槽からの臭気対策に配慮すること。

② 大規模施設であり相当量の排水が予想され、加えて飲食店も入ることから、特に油分除去機能を備えた十分な処理能力の浄化処理施設を設置すること。

(6) 街並みづくり等への配慮等

店舗の営業時間が午前2時までの深夜に及ぶため、敷地内に設置する照明器具（特に投光器）の取り付け位置、高さ、向きを検討し、農作物及び付近住民への影響がないよう配慮すること。

(7) その他

上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第1524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) スーパーセンター大木

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町大字大角962外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

駐車場出入口NO.2からNO.13に至るまでの新設道路の供用に際し、新たな交通需要の発生集中による騒音等によって従前の生活環境が損なわれることから、当該道路線形の適切な見直し又は施設による対応。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

駐車場出入口NO.2からNO.13に至るまでの新設道路の夜間における通行車両による光害の発生が明らかであり、居住者の安眠、プライバシーなどに悪影響を与える恐れがあり、当該道路線形の適切な見直し又は配光制御などの対応。

福岡県告示第1525号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社高野環境

三井郡大刀洗町大字山隈350番地1

代表取締役 高野清隆

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類、木くずの破碎施設

一日当たり 96トン（廃プラスチック製）

151.2トン（木くず）

3 設置場所

三井郡大刀洗町大字山隈字上木原178番4外6筆

4 指定地域

三井郡大刀洗町大字山隈の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県久留米保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成17年8月12日から同年9月12日まで

福岡県告示第1526号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡篠栗町大字尾仲590-4、591-1及び591-4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

粕屋郡篠栗町大字尾仲693番地の2

井浦 敏和

福岡県告示第1527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
甘木	一般国道	386号	前	甘木市大字頓田9番3先から 同市大字頓田12番2先まで	9.6 ～ 9.7	32.4
			後	同上	12.5 ～ 13.4	32.4

福岡県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年8月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	386号	甘木市大字頓田9番3先から 同市大字頓田12番2先まで

福岡県告示第1529号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	平成17年8月1日から平成20年3月31日まで
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町御手洗6	
神代病院	久留米市北野町八重龜382-1	
宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	
町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	
町立穎田病院	嘉穂郡穎田町大字口原1061	
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	
甘木朝倉医師会病院	甘木市大字三奈木字道島2466-1	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	甘木市大字甘木151-4	
田川市立病院	田川市大字楠1700-2	
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	

国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1
福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7
川浪リハビリテーション病院	福岡市早良区早良1-5-55
聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12

福岡県告示第1530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑紫野都市計画公園事業7・4・2号上原田公園
- 3 事業施行期間
平成17年8月12日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
筑紫野市大字原田地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

新車載系無線機（A P R形車載用無線機（A P R-ML1））

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ウ 最近1か年間の事業税に係る納税証明書及び県税に未納のないことの証明並びに消費税の納税証明書（未納のないことの証明）
- エ 法人にあっては財務諸表（申請日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第2号）及び所得税確定申告の写し（申請日の属する年の直前2か年分）
- オ 法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- カ 使用印鑑届（県との契約その他に使用するもの）（様式第3号）
- キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ク 営業概要表（様式第4号）
- ケ 入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第5号）
- コ 競争入札参加資格審査申請書受付票（様式第6号）
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 入札担当者委任状（様式第9号）
- セ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第11号）
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ 障害者雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- チ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し及び調査票
- (2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から入札の日まで随時受け付ける。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知（様式第10号）により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年7月中に実施する「県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

新車載系無線機（A P R形車載用無線機（A P R-M L 1））96個

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年2月20日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部通信指令課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年9月26日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員等の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233、2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成17年8月12日（金）から平成17年9月26日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成17年9月26日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部総務部会計課入札室

(2) 日時

平成17年9月27日（火）午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Article and Quantity

New in-vehicle radio unit (Type APR wireless communication transceiver [APR-ML1]) 96 units

- (2) Time Limit of Tender

5:15 PM on September 26, 2005

- (3) Section where to enquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2233, 2234)